山形県高齢者福祉施設防災ネットワーク協定書

「庄内地区特別養護老人ホーム防災ネットワーク本部長」「最北地区特別養護老人ホーム施設長連絡会災害時施設相互応援本部長」「置賜地区老人福祉施設長連絡協議会災害時施設相互応援協定会長」及び「村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定本部長」は火災又は震災等の災害が発生した場合(以下「災害時等」という。)における対応等について、次のとおり協定を締結するものとする。

(目的)

第1条 この協定は、山形県内における災害時等に、庄内地区、最北地区、置賜地区及び村山地区間の円滑な連携及び対応が図られるよう必要な事項を定めるものとする。

(応援事項)

- 第2条 応援項目は次のとおりとし、被災していない施設での通常の業務を妨げない範囲内でおこなうことができるものとする。
 - (1) 被災者の避難のための施設の提供
 - (2) 被災者に対する給食、給水及び生活必需品の提供
 - (3) 災害応急措置に必要な職員の派遣
 - (4) 災害応援措置に必要な資材物資の提供
 - (5) その他、被災施設から特に要請のあったもの

(応援要請の手続き等)

- 第3条 応援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明確にして、直ちに電話またはファクシミリ等により総合本部長に連絡し、応援施設の協力を要請するものとする。総合本部長は速やかに連携施設に対してこの要請に基づく応援協力をもとめ、具体的な対処を図るものとする。
 - (1) 災害の状況(種類、発生日時、場所)
 - (2) 応援要請の内容
 - (3) 応援要請の期間
 - (4) その他必要事項
- 2 災害の実態に照らし、特に緊急を要し、被災地区において応援要請が出来ない状況 にあると判断されるときは、応援要請を待たず自主的に応援出動することが出来るものとす る。この場合、前項の要請があったものとみなす。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により要請を受けた地区の長は、被災地区の長に対して、応援内容を電話等で連絡し、直ちに応援を実施するものとする。

(必要経費)

第5条 本協定により必要経費が発生した場合は、負担等について別途協議を行う ものとする。 (協定の検証、見直し)

第6条 この協定について、次の事項等の検証を行い、必要があれば随時見直しを 行うものとする。

- 一 第2条の規定に基づく、応援事項について
- 二 第3条の規定に基づく、応援要請等の手続きについて
- 三 第4条の規定に基づく、応援の実施について

(疑義)

第7条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、別に協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力を発し、書面による意思表示がない限り継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書面を 4 通作成し、各 1 通を保有するものとする。 平成 23 年 8 月 24 日